

議案第38号 説明資料

幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町固定資産評価審査委員会条例 (昭和26年11月28日 条例第44号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(書面の審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面の審理を行う場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>第7条～第14条 略</p>	<p>○幕別町固定資産評価審査委員会条例 (昭和26年11月28日 条例第44号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(書面の審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面の審理を行う場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>第7条～第14条 略</p>